

資料編

資料編

1 策定経過

年月日	事項	主な内容
令和5年7月20日 ～令和5年8月10日	市民アンケート 回収数 875件/2,000件 回収率 43.8%	・市民 2,000 人を無作為抽出し、自殺対策に関する意識調査を実施
令和5年9月11日	第1回千歳市自殺対策計画検討会議	・市民アンケート調査結果について ・体系図案について
令和5年10月24日	第2回千歳市自殺対策計画検討会議	・計画素案について
令和5年11月8日	第1回千歳市保健福祉推進委員会	・計画素案について
令和5年11月14日	第1回千歳市保健福祉調査研究委員会	・計画素案について
令和5年12月4日	厚生環境常任委員会	・計画素案の報告
令和5年12月18日 ～令和6年1月19日	パブリックコメント	・計画素案に対する意見公募
令和6年1月29日	第3回千歳市自殺対策計画検討会議	・パブリックコメント結果について ・計画案について
令和6年2月9日	第2回千歳市保健福祉推進委員会	・パブリックコメント結果について ・計画案について
令和6年2月16日	第2回千歳市保健福祉調査研究委員会	・パブリックコメント結果について ・計画案について
令和6年2月28日	厚生環境常任委員会	・パブリックコメント結果の報告 ・計画案の報告

２ パブリックコメントの結果概要

【意見募集の集計結果】

1	案件名	第2次千歳市生きるを支える自殺対策計画（素案）について	
2	意見募集期間	令和5年12月18日（月）～令和6年1月19日（金）	
3	意見の件数 （提出者数）	0件（0人）	
4	意見の取扱い （対応内容の分類）	① 案を修正するもの	-件
		② 既に案に盛り込んでいるもの	-件
		③ 今後の参考とするもの	-件
		④ 意見として伺ったもの（案件に直接関係がないため）	-件
5	意見の受け取り方法	電子メール	-人
		郵便	-人
		ファクシミリ	-人
		意見箱	-人
		直接持参	-人

3 千歳市保健福祉調査研究委員会

平成6年4月20日
市長決裁

千歳市保健福祉調査研究委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉を取り巻く様々な環境の変化に対応した保健福祉の推進に当たり、総合的に調査、研究し、もって市民の福祉増進を図るため、千歳市保健福祉調査研究委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の求めに応じて、次の各号に掲げる事項について調査、研究し、意見を具申するものとする。

- (1) 保健、福祉等の市民福祉に関すること。
- (2) その他市民福祉の増進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、22人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識及び経験を有する者
- (2) 関係機関又は団体を代表する者
- (3) 市長が別に定めるところにより公募で選考した者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、補充することができる。ただし、補充により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期の満了又は委員の補充以外の理由により新たに委嘱される委員の任期は、第1項の規定にかかわらず、他の委員の任期の満了日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長が必要と認めたときは、関係機関等に職員の出席を要請することができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において行う。

(委員長への委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則 ～省略～

千歳市保健福祉調査研究委員会名簿

(任期 令和4年12月1日から令和6年8月31日まで)

選出区分	選出機関・団体等	役職等	氏 名
知識及び経験を有する者 要綱第3条第2項第1号	千歳医師会	理事	尾谷 浩
	千歳市歯科医師会	総務	山崎 厚
	北海道千歳リハビリテーション大学	学部長	信太 雅洋
保健福祉関係機関、団体を 代表する者 要綱第3条第2項第2号	千歳市社会福祉協議会	副会長	齊藤 元彦
	千歳市民生委員児童委員連絡協議会	副会長	松本 祐希子
	ちとせの介護医療連携の会	システム情報管理課 係長	坂本 大輔
	千歳市老人クラブ連合会	副会長	長崎 由春
	千歳身体障害者福祉協会	顧問	伊東 ミツ子
	千歳市手をつなぐ育成会	監査	木村 千秋
	千歳市母子会	会長	大廣 奈津子
	千歳市女性団体協議会	運営委員	皆木 尚美
	千歳市町内会連合会	副会長	荒 洋一
	千歳市赤十字奉仕団	福祉部長	水上 るみ子
公募で選考した者 要綱第3条第2項第3号	一般公募		山本 邦江
	一般公募		菅原 しおり
市長が必要と認める者 要綱第3条第2項第4号	千歳市社会教育委員の会議		丹波 泰哉
	千歳商工会議所女性会	副会長	太田 千鶴子
	千歳市私立幼稚園連合会	認定こども園 千歳第2幼稚園園長	中野 円
	千歳市私立保育所連合会	社会福祉法人千歳洋翔会 あんじゅ認定こども園園長	亀浦 正幸

4 千歳市保健福祉推進委員会

平成14年1月23日
市長決裁

千歳市保健福祉推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 市における保健福祉に係る各種施策を総合的かつ有機的に推進するため、千歳市保健福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画に関すること。
- (2) 高齢者福祉計画に関すること。
- (3) 介護保険事業計画に関すること。
- (4) 障がい者計画に関すること。
- (5) 障がい福祉計画に関すること。
- (6) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (7) 健康増進計画に関すること。
- (8) 食育推進計画に関すること。
- (9) 障がい児福祉計画に関すること。
- (10) 自殺対策計画に関すること。
- (11) その他保健福祉等に関すること。

(委員会の構成)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は保健福祉部長を、副委員長はこども福祉部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出又は会議の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の構成員及び運営に関する事項は、保健福祉部長が別に定める。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則 ～省略～

千歳市保健福祉推進委員会名簿

別 表

保健福祉推進委員会の構成

所 属	保健福祉推進委員
企画部	次長
次世代半導体拠点推進室長	次長（総務・企画担当）
	次長（事業調整担当）
総務部	次長（総務・財務担当）
	次長（組織・人事担当）
市民環境部	次長
	環境センター長
保健福祉部	部長〈委員長〉
	次長（福祉・救急医療担当）
	次長（保健担当）
こども福祉部	部長〈副委員長〉
	次長
産業振興部	次長
	産業支援室長
観光スポーツ部	次長
建設部	次長
市立千歳市民病院事務局	次長
消防本部	次長
教育部	次長

5 千歳市自殺対策計画検討会議

平成30年10月22日
市長決裁（保健福祉部長専決）

千歳市自殺対策計画検討会議設置要綱

（設置）

第1条 本市における自殺対策推進計画の策定及び推進に当たり、関係各課との連携を密にし、円滑かつ効率的な検討を行うため、千歳市自殺対策計画検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 千歳市の自殺対策関連事業に係る連携と施策の推進に関すること。
- (2) 千歳市の自殺対策計画の進捗管理に関すること。
- (3) その他自殺対策の推進のため必要があると認められる事項に関すること。

（組織）

第3条 検討会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 保健福祉部次長(保健担当)
- (2) 企画部企画課長
- (3) 企画部広報広聴課長
- (4) 総務部職員課長
- (5) 総務部主幹（職員健康管理担当）
- (6) 市民環境部市民生活課長
- (7) 保健福祉部福祉課長
- (8) 保健福祉部高齢者支援課長
- (9) 保健福祉部障がい者支援課長
- (10) 保健福祉部健康づくり課長
- (11) 保健福祉部母子保健課長
- (12) 保健福祉部市民健康課長
- (13) こども福祉部こども家庭課長
- (14) 産業振興部商業労働課長
- (15) 建設部市営住宅課長
- (16) 市民病院地域医療連携課長
- (17) 消防署救急課長
- (18) 教育委員会学校教育課長
- (19) 教育委員会青少年課長

(委員長及び副委員長)

第4条 検討会議に委員長及び副委員長を置き、委員長に保健福祉部次長、副委員長に保健福祉部健康づくり課長をもって充てる。

2 委員長は検討会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は必要に応じて委員長が招集し、これを主宰する。

(作業部会)

第6条 検討会議の所掌事項についての調査、検討等を行うため、作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

2 作業部会の構成員及び運営に関する事項は、保健福祉部長が別に定める。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、保健福祉部健康づくり課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 ~省略~

6 用語解説

	用 語	解 説
か 行	ゲートキーパー	心理、社会的問題や生活上の問題、健康上の問題を抱えている人など、自殺の危険を抱えた人々に気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図る役割を担う者のこと。
さ 行	自殺死亡率	人口10万人当たりの自殺者数のこと。
	自殺総合対策大綱	自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。
	自死	「自死」「自殺」のどちらか一方に統一するのではなく、関係性や状況に応じた丁寧な使い分けが重要と考え、遺族や遺児に関する表現は「自死」を使用。 NPO 法人 全国自死遺族総合支援センター：「自死・自殺」の表現に関するガイドライン https://www.izoku-center.or.jp/doc/guideline.pdf
	自損行為	自殺未遂のこと。
	人口動態統計	出生・死亡・婚姻・離婚及び死産の5種類の「人口動態事象」を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的としている。出生・死亡・婚姻及び離婚については「戸籍法」により、死産については「死産の届出に関する規程」により、市区町村長に届け出られる各種届出書から「人口動態調査票」が市区町村で作成される。調査票は、保健所長及び都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出され、厚生労働省ではこれらの調査票を集計して人口動態統計を作成している。
	生活困窮者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のこと。
	スクールカウンセラー	カウンセリングを通して児童生徒や保護者の抱える不安や悩みの解消を図ることを目的とした、学校に配置されている心の専門家のこと。
た 行	スクールソーシャルワーカー	子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所等の関係機関と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家のこと。
	地域自殺実態プロファイル(2022)	厚生労働省指定調査研究法人いのち支える自殺対策推進センターが地域自殺対策計画の策定を支援するために、地域の自殺の実態を詳細に分析した資料のこと。平成29年から令和3年のデータが分析されている。
	地域自殺対策政策パッケージ	都道府県及び市区町村における地域自殺対策計画を策定する際に、盛り込むことが推奨される施策群について、その具体的な取組事例と合わせて提示することにより、地域自殺対策計画の円滑な策定を支援するもの。

	用 語	解 説
た 行	地域における自殺の 基礎資料	地域の自殺の実態に基づいた対策が講じられるよう、厚生労働省自殺対策推進室が警察庁から提供を受けた自殺データに基づいて、全国、都道府県別、市町村別自殺者数について再集計したものである。都道府県、市町村には「自殺日」・「発見日」、「居住地」・「発見地」、それぞれの組み合わせで4種類のデータがある。 ◆自殺日：自殺した日 ◆発見日：自殺死体が発見された日 ◆居住地：自殺者の住居があった場所 ◆発見地：自殺死体が発見された場所 発見地÷居住地の(%)とその差(人)の程度でその地域のリスクが示される。
	DV(ドメスティック・ バイオレンス)	明確な定義はありませんが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。
な 行	ネウボラ	フィンランド語で“ネウボ(neuvo)=アドバイス”の“ラ(la)=場所”という意味で、妊娠・出産・子育てをワンストップで支援する仕組みのこと。
は 行	8050(はちまる・ ごうまる)問題	80代の親が、自宅にひきこもる50代の子どもの生活を支え、孤立したまま経済的にも精神的にも行き詰ってしまう状態のこと。
	ハラスメント	他者に対する発言・行動等により、その意図には関係なく、他者を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えること。
	PDCAサイクル	Plan(計画)、Do(実行)、Check(測定・評価)、Action(対策・改善)の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念のこと。
ま 行	民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域において常に市民の相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める役割の人のこと。
や 行	要保護児童	児童福祉法に基づいて、保護者のない児童又は保護者に監護されることが不適切であると認められる児童のこと。

第2次千歳市生きるを支える自殺対策計画

令和6年3月発行

発 行 千歳市

編 集 千歳市保健福祉部健康づくり課

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地

電話 0123-24-0768 ファックス 0123-24-8418

市ホームページ <http://www.city.chitose.lg.jp/>



第2次

千 歳 市

生きるを支える自殺対策計画